

(証券コード 8411)

平成26年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長 佐 藤 康 博

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5～43頁）をご検討くださいます。『議決権行使についてのご案内』（3～4頁）をご高覧のうえ、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム（ホールA）

(1)

3. 目的事項

報告事項 第12期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件

<株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更の件（評価書の適正な作成）
- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 定款一部変更の件（兼職の記載）
- 第7号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）
- 第8号議案 定款変更の件（外国人差別の禁止）
- 第9号議案 定款一部変更の件（共通番号の付与）
- 第10号議案 定款の一部変更の件（株主軽視と反社会的勢力融資の自粛）
- 第11号議案 定款の一部変更の件（受託者責任を負う株主の議決権行使の開示）
- 第12号議案 定款一部変更の件（グリーンシートの架空の板提示・株価操作の禁止と正しい情報の開示）

第4号から第12号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。なお、会社提案である第1号議案と株主提案である第5号議案は、相反する関係にあります。したがって、双方に賛成する旨の議決権を行使された場合、第1号議案及び第5号議案への議決権の行使は無効とさせていただきますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
 - ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、別添の「第12期報告書」には記載していません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及び【ご参考】に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】


1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト〔下記2. (1)をご参照ください。〕をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
なお、「議決権行使コード」及び「パスワード」は、株主総会の都度新しいコードをご通知いたします。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

- ・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>にアクセスしてください。
※接続先のアドレスが今回より変更となっておりますので、必ず上記アドレスよりログインをお願いいたします。
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
- (2) 「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

(1) パソコンをご利用の場合

- ◎パソコン Windows® 機種
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 横800×縦600ドット（S V G A）以上

(2) 携帯電話をご利用の場合

- ◎携帯電話 128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。
「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。
なお、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。

* Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

* 「iモード」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。

* 「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。

* 「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。

* 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4. セキュリティについて

行使された情報の漏洩・改竄がないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～21：00（土日休日を除く）
--

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社I C Jが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案、提案の理由及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。

こうした方針のもと、当期末における剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末における普通株式の配当金につきましては、1株当たり3円50銭（中間配当金を含め、年間の配当金は1株当たり6円50銭）とさせていただくものであります。

また、当期末における第十一回第十一種優先株式の配当金につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

	1株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	3円50銭	84,886,365,767円
第十一回第十一種優先株式	10円	3,126,513,000円
合計	—	88,012,878,767円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成26年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、執行に対する取締役会の監督機能の強化と経営のプロセスの透明性向上によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化および意思決定の迅速化による経営の機動性向上を企図し、委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものです。

また、委員会設置会社への移行に伴い、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することと併せ、株主の皆さまへの利益還元や資本政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を株主総会の決議によることなく取締役会の決議によって定める旨の規定を新設するとともに、これに伴い、所要の変更を行うものです。

加えて、平成25年7月11日付で第十三回第十三種優先株式の全部を取得および消却いたしましたので、発行可能株式総数および第十三種優先株式に係る発行可能種類株式総数を減ずるとともに、所要の変更を行うものです。

あわせて、意思決定の迅速化による経営の機動性向上の観点から、会社法第370条に基づき、書面または電磁的記録による取締役全員の同意があれば取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする規定を新設するものです。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものとします。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案																																																										
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,251,442,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">48,000,000,000株</td></tr> <tr><td>第十一種の優先株式</td><td style="text-align: right;">914,752,000株</td></tr> <tr><td>第十三種の優先株式</td><td style="text-align: right;"><u>36,690,000株</u></td></tr> <tr><td>第一回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第二回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第三回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第四回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第一回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第二回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第三回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第四回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第一回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> <tr><td>第二回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> <tr><td>第三回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> <tr><td>第四回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> </table> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 前2項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	普通株式	48,000,000,000株	第十一種の優先株式	914,752,000株	第十三種の優先株式	<u>36,690,000株</u>	第一回第十四種の優先株式	900,000,000株	第二回第十四種の優先株式	900,000,000株	第三回第十四種の優先株式	900,000,000株	第四回第十四種の優先株式	900,000,000株	第一回第十五種の優先株式	900,000,000株	第二回第十五種の優先株式	900,000,000株	第三回第十五種の優先株式	900,000,000株	第四回第十五種の優先株式	900,000,000株	第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,214,752,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">48,000,000,000株</td></tr> <tr><td>第十一種の優先株式</td><td style="text-align: right;">914,752,000株</td></tr> <tr><td>第一回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第二回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第三回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第四回第十四種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第一回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第二回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第三回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第四回第十五種の優先株式</td><td style="text-align: right;">900,000,000株</td></tr> <tr><td>第一回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> <tr><td>第二回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> <tr><td>第三回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> <tr><td>第四回第十六種の優先株式</td><td style="text-align: right;">1,500,000,000株</td></tr> </table> <p>(削除)</p> <p>第7条～第9条 (現行のとおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 前2項のほか、必要があるときは、取締役会による委任を受けた執行役の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	普通株式	48,000,000,000株	第十一種の優先株式	914,752,000株	第一回第十四種の優先株式	900,000,000株	第二回第十四種の優先株式	900,000,000株	第三回第十四種の優先株式	900,000,000株	第四回第十四種の優先株式	900,000,000株	第一回第十五種の優先株式	900,000,000株	第二回第十五種の優先株式	900,000,000株	第三回第十五種の優先株式	900,000,000株	第四回第十五種の優先株式	900,000,000株	第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000株
普通株式	48,000,000,000株																																																										
第十一種の優先株式	914,752,000株																																																										
第十三種の優先株式	<u>36,690,000株</u>																																																										
第一回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第二回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第三回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第四回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第一回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第二回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第三回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第四回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
普通株式	48,000,000,000株																																																										
第十一種の優先株式	914,752,000株																																																										
第一回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第二回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第三回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第四回第十四種の優先株式	900,000,000株																																																										
第一回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第二回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第三回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第四回第十五種の優先株式	900,000,000株																																																										
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000株																																																										

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当会社の株主名簿の記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(優先配当金) 第14条 当会社は、<u>第52条</u>に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第十一種の優先株式 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種の優先株式 <u>1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行のとおり) ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当会社の株主名簿の記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、<u>取締役会による委任を受けた執行役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>(優先配当金) 第13条 当会社は、<u>第48条</u>に定める剰余金の配当（ただし、同条に定める中間配当を除く。）については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第十一種の優先株式 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>で定める額</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p>
<p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(優先中間配当金) 第15条 当社は、第53条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</p>	<p>(優先中間配当金) 第14条 当社は、第48条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</p>
<p>(残余財産の分配) 第16条 (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配) 第15条 (現行のとおり)</p>
<p>(議決権) 第17条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。</p>	<p>(議決権) 第16条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき(ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の第47条の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。)はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の第47条の規定に基づく取締役会または定時株主総会の決議ある時までは議決権を有する。</p>
<p>(優先株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等) 第18条 (条文省略)</p>	<p>(優先株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等) 第17条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式の取得)</p> <p>第19条 当社は、<u>第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>③ <u>前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第20条 第十一種、<u>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(優先株式の取得)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>当社は、<u>第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>② <u>前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第19条 第十一種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間中、当社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、<u>当該取締役会の決議で定める。</u></p> <p>② <u>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間(以下、前項に定める期間とあわせて「取得請求期間」という。)中、当社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当社は、当</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式の一斉取得) 第21条 (条文省略) ② 前項の普通株式の数は、第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>③ 当社は、第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</p>	<p>該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得) 第20条 (現行のとおり) ② 前項の普通株式の数は、第十一種の優先株式については、<u>当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数、ならびに第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</u></p> <p>③ 当社は、第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める一定の事由が生じたときは、<u>当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で別日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>④ 当社は、第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会決議で定める。</p>	<p>④ 当社は、第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p>
<p>⑤ (条文省略)</p>	<p>⑤ (現行のとおり)</p>
<p>第22条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行のとおり)</p>
<p>(招集権者および議長) 第24条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第23条 株主総会は、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</p>
<p>第25条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第27条 (現行のとおり)</p>
<p>(種類株主総会) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(種類株主総会) 第28条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② (条文省略)</p> <p>③ 第24条、第25条、第27条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第34条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長を定める。</p> <p>③ 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役社長の職務)</p> <p>第35条 取締役社長は、当会社の業務を統括する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第36条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第37条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 第23条、第24条、第26条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p> <p>第29条～第31条 (現行のとおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会長および取締役副会長)</p> <p>第33条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>取締役会の決議により、取締役会長および取締役副会長を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第34条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項に従い定められた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第35条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第38条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第39条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u> 第42条 当会社の監査役は、6名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第43条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第44条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第45条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第46条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第36条 (現行のとおり)</p> <p>② <u>前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第37条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第38条～第39条 (現行のとおり)</p> <p>第6章 <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第47条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第48条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第49条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第50条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(選定方法)</u> 第40条 <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会を構成する委員は、取締役会において選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>各委員会の委員長は、取締役会において選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(委員会規程)</u> 第41条 <u>各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第7章 執行役</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(員数)</u> 第42条 当社の執行役は、1名以上とする。
(新設)	<u>(選任方法)</u> 第43条 執行役は、取締役会において選任する。
(新設)	<u>(任期)</u> 第44条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新設)	<u>(代表執行役および役付執行役)</u> 第45条 代表執行役は、取締役会において選定する。 ② 取締役会の決議により、執行役社長を定める。 ③ 取締役会の決議により、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を定めることができる。
第7章 計算	第8章 計算
(事業年度) 第51条 (条文省略)	(事業年度) 第46条 (現行のとおり)
<u>(定時株主総会決議による剰余金の配当)</u> 第52条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	(削除)
<u>(中間配当)</u> 第53条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。	(削除)


現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第54条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第47条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第48条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする(本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という。)</u>。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条 (現行のとおり)</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

監査役会設置会社から委員会設置会社への移行に伴い、取締役9名及び監査役5名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	 <p>さとう やすひろ 佐藤 康博 (昭和27年4月15日生)</p>	<p>平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 国際バンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー 平成16年4月 同 常務執行役員営業担当役員 平成18年3月 同 常務取締役コーポレートバンキング ユニット統括役員 平成19年4月 同 取締役副頭取内部監査統括役員 平成21年4月 同 取締役頭取(平成25年7月まで) 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 株式会社みずほ銀行取締役 当社取締役社長(グループCEO)(現任) 平成25年7月 株式会社みずほ銀行取締役頭取 平成26年4月 同 取締役(現任) みずほ信託銀行株式会社取締役(現任) みずほ証券株式会社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役</p>	<p>普通株式 34,580株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和51年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取として、経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	 <p data-bbox="203 472 401 587">つじた やすのり 辻 田 泰 徳 (昭和31年6月28日生)</p>	<p data-bbox="426 196 1025 244">平成21年4月 株式会社みずほ銀行執行役員個人マーケティング部長</p> <p data-bbox="426 244 1025 292">平成23年4月 同 常務執行役員個人マーケティング部長</p> <p data-bbox="426 292 780 323">平成23年6月 同 常務執行役員</p> <p data-bbox="426 323 1025 403">平成24年4月 当社常務執行役員企画グループ担当 株式会社みずほ銀行常務執行役員企画グループ担当</p> <p data-bbox="426 403 1025 499">平成25年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員企画グループ担当 当社副社長執行役員人事グループ長兼内部監査部門長</p> <p data-bbox="426 499 1025 547">株式会社みずほ銀行副頭取執行役員人事グループ長 (平成25年7月まで)</p> <p data-bbox="426 547 1025 627">株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員人事グループ長 (平成25年7月まで)</p> <p data-bbox="426 627 1025 707">みずほ信託銀行株式会社常務執行役員人事グループ担当役員 (平成26年4月まで)</p> <p data-bbox="426 707 1025 754">みずほ証券株式会社常務執行役員人事グループ担当役員 (平成26年4月まで)</p> <p data-bbox="426 754 1025 802">平成25年6月 当社取締役副社長人事グループ長兼内部監査部門長 (平成26年4月まで)</p> <p data-bbox="426 802 1025 850">平成25年7月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員人事グループ長</p> <p data-bbox="426 850 1025 898">平成25年9月 同 副頭取執行役員人事グループ長兼コンプライアンス統括グループ長</p> <p data-bbox="426 898 1025 946">平成25年11月 同 取締役副頭取人事グループ長兼コンプライアンス統括グループ長</p> <p data-bbox="426 946 1025 1058">平成26年4月 当社取締役副社長内部管理統括 (リスク・人事・コンプライアンス) 副社長兼コンプライアンス統括グループ長 (現任)</p> <p data-bbox="426 1058 1025 1106">株式会社みずほ銀行取締役副頭取コンプライアンス統括グループ長 (現任)</p> <p data-bbox="426 1137 838 1185">(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 取締役副頭取</p>	<p data-bbox="1047 762 1147 786">普通株式</p> <p data-bbox="1047 818 1169 842">304,200株</p>
《取締役候補者とした理由》		<p data-bbox="203 1225 1025 1401">昭和56年より、当社グループの一員として、人事、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役副社長及び株式会社みずほ銀行取締役副頭取として、経営経験も豊富な人物であります。コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	


候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	 <p>あや りゅうすけ 綾 隆 介 (昭和35年5月20日生)</p>	<p>平成19年11月 株式会社みずほコーポレート銀行シドニー支店副支店長 平成22年4月 同 総合リスク管理部長 平成24年4月 当社執行役員総合リスク管理部長(平成25年11月まで) 株式会社みずほ銀行執行役員総合リスク管理部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員総合リスク管理部長 平成25年7月 株式会社みずほ銀行執行役員総合リスク管理部長 平成25年11月 当社常務執行役員リスク管理グループ長(現任) 株式会社みずほ銀行常務執行役員リスク管理グループ長 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員 みずほ証券株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員 平成26年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役リスク管理グループ長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 常務取締役</p>	<p>普通株式 89,480株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>昭和59年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			


候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	 <p>しんぼ じゅんいち 真保 順一 (昭和36年5月21日生)</p>	<p>平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行グローバルオルタナティブインベストメント管理部長 平成22年4月 同 アセットマネジメント業務管理部長 平成24年4月 当社執行役員ポートフォリオマネジメント部長 (平成26年4月まで) 株式会社みずほ銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長 平成25年7月 株式会社みずほ銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長 平成26年4月 当社常務執行役員財務・主計グループ長 (現任) 株式会社みずほ銀行常務取締役財務・主計グループ長 (現任) 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 常務取締役 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長</p>	<p>普通株式 118,240株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和59年より、当社グループの一員として、ポートフォリオマネジメント、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
5	 <p data-bbox="203 472 407 491">ふじわら こうじ</p> <p data-bbox="203 499 407 528">藤原弘治</p> <p data-bbox="203 560 407 588">(昭和36年6月29日生)</p>	<p data-bbox="426 201 1027 261">平成19年10月 株式会社みずほ銀行経営企画部参事役 全銀協会長行室長</p> <p data-bbox="426 269 790 298">平成21年7月 当社IR部参事役</p> <p data-bbox="426 306 735 335">平成22年4月 同IR部長</p> <p data-bbox="426 343 829 371">平成24年4月 同執行役員IR部長</p> <p data-bbox="426 379 999 440">平成26年4月 同常務執行役員企画グループ長(現任)</p> <p data-bbox="597 448 1027 509">株式会社みずほ銀行常務取締役企画グループ長(現任)</p> <p data-bbox="443 533 812 593">(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 常務取締役</p>	<p data-bbox="1047 472 1143 501">普通株式</p> <p data-bbox="1063 525 1169 553">34,000株</p>
<p data-bbox="207 624 503 652">《取締役候補者とした理由》</p> <p data-bbox="197 660 1027 815">昭和60年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	 <p data-bbox="197 472 407 592">たかはし ひでゆき 高橋 秀行 (昭和32年4月20日生)</p>	<p data-bbox="426 201 1027 264">平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー</p> <p data-bbox="426 264 1027 408">平成21年4月 同 常務執行役員グローバルポートフォリオマネジメントユニット統括役員兼金融・公共法人ビジネスユニット統括役員兼グローバルオルタナティブインベストメントユニット統括役員</p> <p data-bbox="426 408 1027 480">平成22年4月 同 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員</p> <p data-bbox="426 480 1027 576">平成23年4月 同 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員兼IT・システムグループ統括役員</p> <p data-bbox="426 576 1027 839">平成24年4月 当社常務執行役員財務・主計グループ長 株式会社みずほ銀行常務執行役員財務・主計グループ長(平成25年4月まで) 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員財務・主計グループ長(平成25年4月まで) みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当(平成25年4月まで) 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長(平成26年4月まで)</p> <p data-bbox="426 839 1027 911">平成24年6月 当社常務取締役財務・主計グループ長 平成25年4月 同 取締役副社長財務・主計グループ長(平成26年4月まで)</p> <p data-bbox="426 911 1027 1126">株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当役員(平成26年4月まで) みずほ証券株式会社常務執行役員財務・主計グループ担当役員(平成26年4月まで)</p> <p data-bbox="426 1126 1027 1182">平成25年7月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長</p> <p data-bbox="426 1182 1027 1214">平成26年4月 当社取締役(現任)</p> <p data-bbox="439 1230 1027 1254">(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 取締役 ※</p> <p data-bbox="207 1262 503 1286">《取締役候補者とした理由》</p> <p data-bbox="197 1294 1027 1430">昭和55年より、当社グループの一員として、財務企画、経営企画、IT・システム等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役副社長として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	<p data-bbox="1047 775 1166 863">普通株式 410,860株</p>

※ 平成26年6月の株式会社みずほ銀行の定時株主総会をもって取締役に就任予定です。


候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
7	 <p data-bbox="203 472 407 584">ふなきのぶかつ 船木信克 (昭和34年3月30日生)</p>	<p data-bbox="426 201 1029 336">平成17年4月 株式会社みずほコーポレート銀行主計部長 平成22年3月 同 常勤監査役（平成25年6月まで） 平成25年4月 みずほ証券株式会社社外監査役（現任） 平成25年6月 当社常勤監査役（現任）</p> <p data-bbox="445 360 816 416">（重要な兼職の状況） みずほ証券株式会社 社外監査役</p>	<p data-bbox="1048 464 1166 544">普通株式 4,100株</p>
<p data-bbox="209 616 503 639">《取締役候補者とした理由》</p> <p data-bbox="197 647 1029 807">昭和56年より、当社グループの一員として、主計、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社常勤監査役として、監査経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
8	 <p>のみやま あきひろ 野見山 昭彦 (昭和9年6月15日生)</p>	<p>昭和32年4月 日本鋳業株式会社入社 昭和59年6月 同 取締役 平成元年6月 同 常務取締役 平成4年12月 株式会社日鋳共石常務取締役 平成5年12月 株式会社ジャパンエナジー常務取締役 平成6年6月 同 専務取締役 平成8年6月 同 代表取締役 社長 平成12年6月 同 代表取締役 取締役会長兼社長 平成14年4月 同 代表取締役 取締役会長 平成14年9月 新日鋳ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成15年6月 同 代表取締役 取締役会長 平成18年6月 同 相談役 平成19年6月 当社社外取締役 (現任) 平成22年7月 J Xホールディングス株式会社名誉顧問 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) J Xホールディングス株式会社 名誉顧問</p>	<p>普通株式 27,600株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由等》</p> <p>野見山氏は、新日鋳ホールディングス株式会社代表取締役社長及び代表取締役取締役会長を歴任されております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。</p> <p>同氏は、平成25年度中に開催された取締役会25回のうち、22回に出席しております。</p> <p>《野見山氏の独立性について》</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった新日鋳ホールディングス株式会社(現 J Xホールディングス株式会社)と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること、また、同氏が同社の業務執行者であったときから7年以上が経過していること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>			


候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
	 <p>おおはし みつお 大橋 光夫 (昭和11年1月18日生)</p>	<p>昭和34年3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工株式会社入社 昭和63年5月 同 総合企画部長 平成元年3月 同 取締役総合企画部長 平成5年3月 同 常務取締役 平成7年3月 同 専務取締役 平成9年3月 同 代表取締役社長 平成17年1月 同 代表取締役会長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年3月 昭和電工株式会社取締役会長 平成22年3月 同 相談役 平成26年3月 同 最高顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 昭和電工株式会社 最高顧問 中外製薬株式会社 社外取締役 富国生命保険相互会社 社外監査役</p>	<p>普通株式 0株</p>
9	<p>《社外取締役候補者とした理由等》</p> <p>大橋氏は、昭和電工株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任されております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。</p> <p>同氏は、平成25年度中に開催された取締役会25回のうち、24回に出席しております。</p> <p>《大橋氏の独立性について》</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった昭和電工株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること、また、同氏が同社の業務執行者であったときから7年以上が経過していること等から、独立性に影響を与えるものではありません。</p>		<p>普通株式 0株</p>


候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
10	 <p>かわむら たかし 川村 隆 (昭和14年12月19日生)</p>	<p>昭和37年4月 株式会社日立製作所入社 平成7年6月 同 取締役 平成9年6月 同 常務取締役 平成11年4月 同 代表取締役取締役副社長 平成15年4月 同 取締役 (平成19年6月まで) 平成15年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長兼代表執行役 平成17年6月 日立プラント建設株式会社取締役会長 (平成21年6月まで) 平成18年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長 (平成19年6月まで) 平成19年6月 日立マクセル株式会社取締役会長 (平成21年6月まで) 平成21年4月 株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長 平成21年6月 同 代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役 平成22年4月 同 代表執行役 執行役会長兼取締役 平成23年4月 同 取締役会長 平成26年4月 同 取締役 (現任) ※</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社日立製作所 取締役 ※</p>	普通株式 130,000株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役 執行役会長 兼 取締役及び取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社のコーポレート・ガバナンスの高度化の取組に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>《川村氏の独立性について》</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった株式会社日立製作所と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること、また、同氏が同社の業務執行者であったときから3年以上が経過していること等から、独立性に影響を与えるものではありません。</p>			

※ 平成26年6月の株式会社日立製作所の定時株主総会をもって取締役を退任し、同社相談役に就任予定です。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
11	 <p>か い な か た つ お 甲斐中 辰 夫 (昭和15年1月2日生)</p>	<p>昭和41年4月 検事任官 平成14年1月 東京高等検察庁検事長 平成14年10月 最高裁判所判事 平成22年3月 東京弁護士会弁護士登録 平成22年4月 卓照総合法律事務所入所(現任) 平成23年1月 生命保険契約者保護機構理事長(現任) 平成25年11月 株式会社みずほ銀行社外取締役(現任) ※</p> <p>(重要な兼職の状況) 卓照総合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 日本航空株式会社 社外取締役 株式会社オリエンタルランド 社外監査役</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス態勢及び危機管理体制等の更なる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>《甲斐中氏の独立性について》 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、株式会社みずほ銀行の社外取締役としての役員報酬以外に、同氏が当社グループから過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>	普通株式 0株

※ 平成26年6月の株式会社みずほ銀行の定時株主総会をもって取締役を退任予定です。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
12	 <p>あんらく かねみつ 安楽兼光 (昭和16年4月21日生)</p>	<p>昭和39年4月 日産自動車株式会社入社 平成5年6月 同 取締役 平成9年6月 同 常務取締役 平成11年5月 同 代表取締役副社長 平成12年4月 同 取締役副会長 平成12年6月 同 副会長 平成14年4月 日産不動産株式会社代表取締役社長 平成17年6月 同 相談役 平成18年7月 日産ネットワークホールディングス株式会社相談役 平成19年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ソニー株式会社 社外取締役(監査委員)</p> <p>《社外取締役候補者とした理由等》 安楽氏は、日産自動車株式会社代表取締役副社長等を歴任されております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。 同氏は、平成25年度中に開催された取締役会25回のすべてに出席しております。</p> <p>《安楽氏の独立性について》 同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。</p>	<p>普通株式 7,000株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
	 <p>おおたひろこ 大田弘子 (昭和29年2月2日生)</p>	<p>平成8年4月 埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授 平成9年10月 政策研究大学院大学 助教授 平成13年4月 同 教授 平成14年4月 内閣府 参事官 平成15年3月 同 大臣官房 審議官 平成16年4月 同 政策統括官(経済財政分析担当) 平成17年8月 政策研究大学院大学 教授 平成18年9月 経済財政政策担当大臣 平成20年8月 政策研究大学院大学 教授(現任) 平成21年4月 同 副学長(平成23年3月まで)</p> <p>(重要な兼職の状況) 政策研究大学院大学 教授 J Xホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役</p>	<p>普通株式</p>
13	<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>大田氏は、政策研究大学院大学教授及び内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革会議議長代理、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>《大田氏の独立性について》</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。</p>		<p>5,000株</p>

- (注) 1. 野見山昭彦、大橋光夫、川村隆、甲斐中辰夫、安樂兼光、大田弘子の6氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の3氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。
社外取締役候補者である川村隆、甲斐中辰夫、大田弘子の3氏は、当社との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
3. 野見山昭彦、安樂兼光の両氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
4. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として平成25年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
5. 本議案が承認された場合、取締役会の議長及び副議長並びに委員会の構成及び委員長について以下を予定しております。
取締役会議長：大田弘子
取締役会副議長：高橋秀行
指名委員会：大橋光夫（委員長）、川村隆、甲斐中辰夫、大田弘子
報酬委員会：甲斐中辰夫（委員長）、野見山昭彦、川村隆、安樂兼光
監査委員会：高橋秀行（委員長）、野見山昭彦、甲斐中辰夫、安樂兼光、船木信克

<ご参考> 「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または使用人ではないこと
 2. (1) 当社または中核子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
 3. 当社または中核子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
 4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと
 5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
 6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
 7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間に於いて当該取締役、執行役、執行役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと
 8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
 9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。
- ※ 「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社
※ 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定

<株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

第4号議案から第12号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
また、第4号議案から第11号議案までは、同一の株主1名からのご提案ですが、第5号議案と第7号議案については他の株主2名、その他の議案については他の株主1名から同一のご提案を受けており、共同のご提案となっております。

第4号議案 定款一部変更の件（評価書の適正な作成）

1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社、コンサル会社等の子会社・関連会社（以下、「傘下企業」という）が、業として企業価値評価書を作成することを依頼された場合においては、適正な評価書を作成する様、傘下企業を指導しなくてはならない。」

2. 提案の理由

平成18年、カネボウに対し低廉過ぎるTOBと営業譲渡が行われ、一般株主が追い出された際、ファンド連合が価格の根拠としたのが、みずほ証券の作成した企業価値評価書であった。後に裁判所が360円の価値があると認定した同社株を、みずほ証券は戦後最安値277円（併合考慮後）すら下回る1株162円と評価し、この評価に基づきファンド連合は一般株主を低価格で追い出した。営業譲渡時の評価書では、資本に対する負債の割合をマイナス15%などと理論的にありえない操作まで行い、低価格に算定していた。

みずほ証券は、平成18年4月当時カネボウ株式を9万株保有しており、利害関係があり、評価書作成料が実質的な損失補填であったと疑われかねない事態が発生していた。今後、このような評価書を濫造した場合、みずほ証券や親会社である当社が損害賠償を請求される可能性が高く、このようなリスクは回避すべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループの傘下証券会社等が、企業価値の評価を行うに際しては、一律の基準のみで評価するのではなく、その企業を取り巻く経済環境・社会情勢・業界動向、その企業の持つ経営・技術等の特異性、その他の条件について、十分な検討を客観的に行ったうえで、総合的に判断を行っております。

なお、株価の評価ないし算定結果は、その方法や採用される数値等の点から、ある程度幅のあるものであり、裁判での認定価格以外の価格が、必ずしも不当に算定されているわけではありません。また、適切な内部管理態勢のもとで業務は実施されており、対象企業の株式保有等の利害関係の有無によって、企業価値の評価が影響されることはありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは、不要と考えます。

第5号議案 剰余金の処分の件

1 提案内容

当期末における剰余金の配当については、以下の通りとする。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末における普通株式の配当金については、1株あたり5円（中間配当金を含め、年間の配当金は1株当たり8円）とする。

また、当期末における第十一回第十一種優先株式の配当金については、所定の金額である1株あたり10円とする。配当財産の総額は、上記の各種類の株式の1株あたりの配当金に当期末における当社の当該種類の発行済株式総数（自己株式を除く）をそれぞれ乗じた額の合計額とする。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

当社第12期定時株主総会終了日

2 提案の理由

当社は、第7期には1株当たり年間10円の配当を行っていたが、第8期に8円に減配し、第9期に6円に更に減配し、以後6円配当が続いている。

今期の会社側の配当予想は6.5円（中間配当金3円、期末配当金3.5円）であるが、第7期の水準に比べ著しく低く、業績に見合ったものとは言い難い。

第7期はリーマンショックの影響で業績が悪化していた時期だが、同じく10円配当（株式分割調整後）を行った第6期と今期の業績予想を比較すると、第6期の当期純利益が3112億円、EPS25.3円、配当性向39.4%だったのに対し、今期予想の当期純利益は6千億円、EPS24.5円となっており、8円配当を実行した場合配当性向は32.6%となる。今期第3四半期末の自己資本比率は14.87%、普通株式等Tier1比率は8.75%であり、バーゼルⅢへの対応状況も十分であるから、1/3弱の配当性向は最低限必要であると考ええる。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたしません。

当社グループは、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを追求していく規律ある資本政策を遂行することを基本方針とし、株主さまへの安定的な配当に努めるとともに、自己資本の充実に力点を置いた運営を実施してまいりました。

この結果、平成25年度末の普通株式等Tier1比率（完全施行ベース、第十一回第十一種優先株式含む）は9.08%となり、今後の成長戦略を支え

る一定の自己資本水準に到達し得たものと考えております。しかしながら、取締役会としては、普通株式等Tier 1資本に有価証券の価格変動リスクを相当程度抱えていること、また、グローバルな規制強化の動き等も踏まえたうえで、配当水準を決定すべきものと考えております。

こうした考えのもと、第12期の剰余金処分につきましては、第1号議案のとおり、着実に株主さまに還元する従来の基本方針に沿って、期初予想から50銭増額の1株当たり3円50銭（中間配当を含め6円50銭）とさせていただきますと存じます。

第6号議案 定款一部変更の件（兼職の記載）

1 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当グループの役員候補者が上場企業の役員を兼職しているときは、その重要性の有無にかかわらず、重要な兼職の状況として株主総会招集通知に記載するよう努めるものとする。」

2 提案の理由

去年の当グループの株主総会においては、安楽兼光氏が役員候補とされた。同氏は、ソニーの社外取締役であったが、株主総会招集通知の「重要な兼職の状況」欄には「なし」と記載されていた。なお、ソニーの株主総会招集通知には、安楽氏の「略歴及び重要な兼職の状況」として、当グループの取締役であることが明確に記載されていた。

去年の株主総会でこの点を株主が質問すると、「重要でないので記載しなかった」と回答したとのことである。

しかし、仮に当グループにとってソニーが重要な取引先でないにしろ、社会一般の常識からすれば、ソニーの役員たる地位は重要である。また、重要性の判断にあたり、恣意的な判断が行われたり、重要性を判断する事務方の負担・責任が、過大となる可能性がある。そこで、役員候補者が上場企業の役員を兼務している場合には、その重要性にかかわらず招集通知に記載することとして、上記のような問題を回避すべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、法令に則り、株主総会参考書類に重要な兼職について記載しております。その重要性につきましては、社内で一定の基準を設けており、恣意的な判断が行われるおそれはございません。また、株主さまに対し、より適切な情報を開示するという観点から、記載基準について都度十分な検討を行い、必要に応じて見直しを実施しており、記載内容を固定化するような規定を設けることは、適当ではないと認識しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

なお、委員会設置会社への移行等を踏まえ、本株主総会参考書類においては、株主さまに対し社外取締役候補者の独立性の判断に関する情報も含めて開示情報を拡充することとし、安楽兼光氏のソニー株式会社との兼職についても記載することといたしました。

第7号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

2 提案の理由

連結ベースで3.3兆円以上の株式を保有する当グループは、平成20年度に4千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となった。株式保有を減らす事が基本だが、継続保有株式に関しては、価値の毀損を防ぐ為のリスク管理、価値向上策が必要である。しかし、政策保有株式の議決権行使に関しては、サンテック（東証2部、元みずほ銀行職員が取締役に就任、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続ける等の経済合理性を欠く対応を続けている。役員を派遣していると情実により客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、当グループ役職員と株主間の利害相反が生じている事を意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にする等の方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。なお当議案は前年の当社総会でI S Sが賛成推奨し、28%の賛同を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社及び当社の子会社等において保有する株式の議決権行使につきましては、短期的な配当性向だけでなく、当該株式を発行する企業が企業倫理を遵守するとともに適切なガバナンス体制を構築し、長期的な株主価値の増大に繋がる適切な意思決定をしているかどうかという観点に立ち、さまざまな検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

引き続き、当社及び当社の子会社等において、適切な議決権行使がなされるように努めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第8号議案 定款変更の件（外国人差別の禁止）

1 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社の役員、従業員、株主は、外国人投資家を「ハゲタカ」と称するなどして差別してはならない。」

2 提案理由

わが国には、外国人投資家に対する根強い偏見があり、「ハゲタカ」などのヘイトスピーチが広く行われている。これは、正義と公平の観念に反するだけではなく、我が国のガバナンスに深刻な影響を及ぼしている。

西武HDでは、株主がハワイ事業の累積損失を何度、質問しても回答しなかったが、平成25年6月の株主総会で、外国人投資家が質問することで、回答を引き出すことに成功している。このように、外国人投資家の存在がガバナンスを高めているのは事実であり、これを差別することは、ガバナンスを低下させる。

また、我が国の市場における取引の半分は外国人投資家によるものであり、これを差別することは、株価の低迷等をもたらすものである。株主提案者は「ハゲタカ」という言葉に象徴される外国人投資家への差別が我が国から一掃されれば、外国人投資家が安心して投資できるようになり、日経平均は少なくとも千円は上昇すると考えている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、「国内外における多数のお客さま・株主・投資家のみなさまが当社グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示につとめることを経営上の最重要課題の一つに位置付けております。」とディスクロージャー方針に明記しております。また、ニューヨーク証券取引所上場企業として米国会計基準に基づく財務諸表を作成・開示しているほか、英文の株主総会招集通知やIR資料をホームページに掲載するなど、英語での各種情報発信も充実させております。加えて、国内のみならず海外においても積極的に投資家面談を実施するなど、国内投資家同様、外国人投資家に対しても公平かつ適時・適切な情報開示及びコミュニケーションの機会の確保に努めております。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは、不要と考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（共通番号の付与）

1 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「平成25年5月に成立した、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」とする。）の施行日以後に作られる預金口座には、マイナンバー法に基づくマイナンバーを付するよう努めるものとする。」

2 提案の理由

平成25年5月にマイナンバー法が成立し、平成28年1月から施行されるが、銀行口座が対象に入っていない。

しかし、これでは、当グループの口座が生活保護の不正受給や、通名等を利用した脱税、マネーロンダリング、振り込め詐欺の振込み口座などに悪用される危険がある。

そこで、他行に先がけて預金口座にマイナンバーを付与し、上記の不正等に当グループ口座が使われるのを防止することにより、当グループの社会的名声を高めるべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

平成25年5月に成立したマイナンバー法において、個人番号（マイナンバー）は行政機関等による社会保障分野、税分野、災害対策等における必要な限度での利用に限定されており、その他の目的で利用することは法令上認められておりません。

政府の税制調査会の論点整理では、個人預金口座へのマイナンバー付番について早期に検討すべきとされており、今後実務的な検討が行われるものと認識しておりますが、現時点において、定款に本議案のような規定を設けることは不適當であると考えます。

なお、当社グループにおきましては、生活保護法をはじめ、法律に基づくお客さまの口座照会等の各種調査について、法律の趣旨を踏まえ適切な対応を行っております。また、口座開設についても、本人確認や口座開設目的等の取引時確認の厳格な実施により、不正利用の防止に努めております。

第10号議案 定款の一部変更の件（株主軽視と反社会的勢力融資の自粛）

1 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当グループは、株主軽視と反社会的勢力への融資を慎むよう努めるものとする。」

2 提案理由

株主提案者は、平成24年、25年と2年連続して役員研修に関する株主提案をしている。これに対して、当グループは一貫して株主提案に反対してきた。

一方、平成25年、反社会的勢力への融資が発覚した際、再発防止策に掲げられたのが役員研修の強化であった。即ち、平成25年11月6日、株主提案者に対して「役員コンプライアンス研修のテーマとして、「反社会的勢力の排除」を独立して追加し、反社会的勢力との関係遮断にかかる当社グループの方針や、社会情勢・警察当局の動向等について周知・徹底し、意識向上を図ってまいり所存です。」と回答している。

しかし、役員研修の強化が、反社会的勢力との関係遮断に有効であるならば、株主提案を受けた時点で、役員研修を強化すべきであったし、そうしていれば、不祥事を防げていた可能性が高い。結局のところ株主軽視により不祥事が起きたのであるから、改めるべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆さまとの積極的なコミュニケーションを重視し「開かれた経営」を目指しております。「みずほの企業行動規範」においても、株主の皆さまの信頼と期待に応えるための基本姿勢を定めております。

反社会的勢力との取引につきましては、平成25年度、当社及びみずほ銀行は、国内の一部提携ローンに関し、金融庁より業務改善命令を受けました。お客さま、株主・関係者の皆さま方にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

業務改善命令を踏まえ、当社は同規範の見直しを行い、反社会的勢力との一切の関係遮断に対するグループの姿勢を明確化しております。同規範は、経営及び業務上の各種決定を行う際に常に拠り所とするものとして、当社取締役会で決議のうえ、グループ各社にて採択しております。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは不要と考えます。

第11号議案 定款の一部変更の件（受託者責任を負う株主の議決権行使の開示）

1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

当グループ株主総会における議決権行使のうち、企業年金の運用受託者である機関投資家については、その議決権行使の結果を当社のホームページで開示するよう努める。

2 提案理由

我が国でも「日本版スチュワードシップ・コード」「日本版E R I S A法」などの議論が少しずつ出てきてはいるが、機関投資家の受託者責任の強化は国際的な潮流であり、退職所得等の運用者たる機関投資家は、受託者として、年金の支払いに支障が生じないように、善良な管理者として財産を運用すべきである。ところが長年の粉飾決算が明るみに出たオリンパスや、毎年株主提案に対する疑義のある対応を続けているH O Y Aのような会社に対しても、多くの機関投資家が、いまだにその経営トップの再任に賛成票を投じるような対応を取っている。議決権行使にあたり、無批判に企業側提案に賛成するのみでは、運用する株式の価値を最大化することはできない。かかる株主がどのような議決権行使をしたかを開示することにより、責任ある議決権行使を促すべきである。また、このことで、株主によるガバナンスが強化され、当グループの企業価値も向上することが期待される。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

日本版スチュワードシップ・コード等は、主に機関投資家に向けられた行動指針に関するものであると認識しておりますが、株式の発行体である当社として、特定の株主の皆さまの議決権行使結果を開示することは、情報保護の観点から不相当と考えます。

なお、議案毎の議決権行使結果につきましては、株主総会終了後遅滞なく臨時報告書を関東財務局に提出のうえ、当社ホームページに公開しており、現状において法令に則り十分な情報開示を行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第12号議案 定款一部変更の件（グリーンシートの架空の板提示・株価操作の禁止と正しい情報の開示）

提案の要領

定款に以下の条文を加える

「当グループの証券会社が行うグリーンシートにおいて、架空の板提示・株価操作をしてはならない。正しい情報を開示し、グリーンシートは公正で透明な市場とする」

提案の理由

みずほ証券で取り扱うグリーンシート市場にて、発注のない気配に架空の板が出され、投資家が誤認識している。具体例をあげると、T化字65円で千株売りに出された場合、65円の買いを出しても絶対に約定しない見せかけだけの架空の板情報。見せ板ならそれに球をぶつければ約定する売る気（買う気）のない架空の板情報は投資家を混乱させるので止めるべき。また、気配価格を1円でも下回る買・同上回る売り注文は板情報に反映されず、みずほ証券の架空の板で潰されている。お客に対し売る場合は気配より1～2円安く、買う場合は同1～2円高く発注するよう指示してくる。これらの行為は株価操作であり、みずほ証券のやりたい放題だ。

グリーンシートがブラックボックス状態で売買が活性化せず、客から敬遠され続け、グリーンシート銘柄は不当に低く評価され、株主（客）は損害を受けている。制度を改めないなら、グリーンシートからみずほは撤退して頂きたい。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

みずほ証券は、同社が取り扱うグリーンシート銘柄について、日本証券業協会の規則に基づき、気配値を1日1度適切に開示しており、その気配値を同協会に報告しております。また、同協会のホームページにおいても気配値は開示されております。なお、グリーンシート銘柄の気配値は、金融商品取引所の上場銘柄とは異なり、取引を行おうとする際の参考価格であるため、必ずしもその価格で取引が成立するとは限りません。

また、お取引に際しましては、お客さまのご意向を踏まえ、お客さまにとって最良の取引の条件で執行することに努めており、最良執行にあたっては、その価格のみならず、例えばコスト・スピード・執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して行っており、ご指摘にあるような株価操作が行われることはありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは、不要と考えます。

以上

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

第12期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム（ホールA）

電話番号 03-5221-9000

もよりの駅：JR線 有楽町駅より徒歩1分

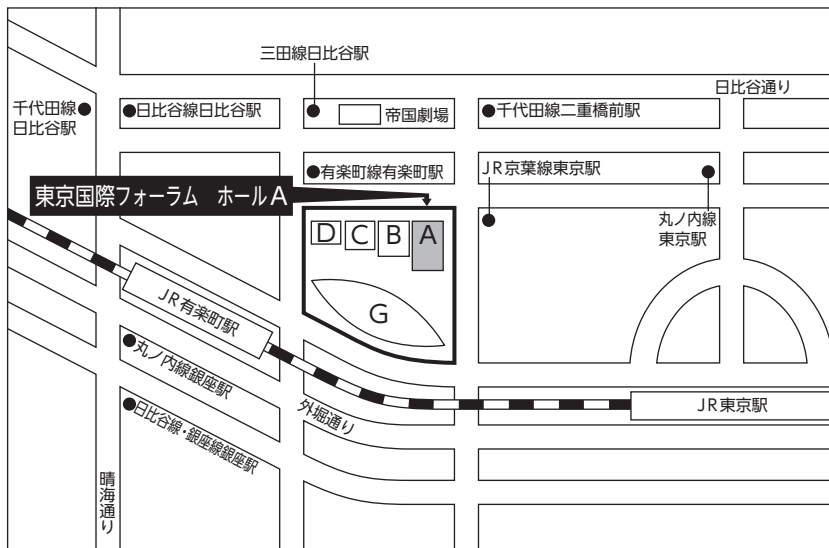
東京駅より徒歩5分

（京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡）

地下鉄 有楽町線有楽町駅と

B1F地下コンコースにて連絡

〔会場付近略図〕



お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。